

平成27年度国の予算等貸付金債に係る同意又は許可について

1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であり、当然、地方債として処理する必要があり、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を必要とする。

2 同意等方針

平成27年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

3 地方債計画及び同意等額

(1) 通常収支分

(単位：億円)

区分		地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	計画残額
計		345	3	198	201	144
内訳	都道府県・指定都市分	—	—	178	178	—
	市町村・特別区分	—	3	20	23	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(単位：億円)

区分		地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	計画残額
計		20	—	—	—	20
内訳	都道府県・指定都市分	—	—	—	—	—
	市町村・特別区分	—	—	—	—	—

(参考) 事業区分

(1) 通常収支分

(単位: 億円、%)

	H27 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	120	—	71	71	58.3
土地区画整理組合等貸付金	19	3	2	5	26.3
母子父子寡婦福祉資金貸付金	48	—	20	20	41.7
災害援護資金貸付金	22	—	—	—	—
都市開発資金貸付金	16	—	16	16	100.0
市街地再開発組合等貸付金	17	—	11	11	64.7
有料道路整備資金貸付金	—	—	—	—	—
埠頭整備等資金貸付金	71	—	33	33	46.5
公害防止資金貸付金	5	—	5	5	100.0
農業災害補償資金貸付金	—	—	—	—	—
木材産業等高度化推進資金貸付金	9	—	12	12	133.3
沿道整備資金貸付金	—	—	—	—	—
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	—	—	—
農地保有合理化促進対策資金貸付金	—	—	—	—	—
就農支援資金貸付金	—	—	—	—	—
日本政策金融公庫資金貸付金	30	—	27	27	90.0
連続立体交差資金貸付金	1	—	—	—	—
都市環境維持・改善事業資金貸付金	3	—	—	—	—
地域商店街活性化高度化資金貸付金	—	—	—	—	—
電線敷設工事資金貸付金	3	—	—	—	—
合計	345	3	198	201	58.3

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 東日本大震災分(復旧・復興事業)

	H27 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	20	—	—	—	—
合計	20	—	—	—	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

4 今後のスケジュール

国の予算等貸付金債については、地方債同意等基準により個別協議によるものとされており、本年度については9月と2月の同意を予定している。

平成27年度 国の予算等貸付金債協議等に係る同意等額（第1回定例協議分）

（単位：千円）

	都道府県 指定都市	市町村 特別区	合計	
1	北海道	2,621,984	458,500	3,080,484
2	青森県	71,300	7,000	78,300
3	岩手県		41,300	41,300
4	宮城県		144,200	144,200
5	秋田県		9,300	9,300
6	山形県	230,000	2,100	232,100
7	福島県	32,000	10,754	42,754
8	茨城県			45,000
9	栃木県	45,000		45,000
10	群馬県		26,000	26,000
11	埼玉県	923,434	46,000	969,434
12	千葉県	35,000		35,000
13	東京都	1,200,370		1,200,370
14	神奈川県	510,000	229,000	739,000
15	新潟県	700,599		700,599
16	富山県		4,000	4,000
17	石川県	26,000	52,000	78,000
18	福井県	149,000	10,200	159,200
19	山梨県	505,750		505,750
20	長野県	52,000	4,000	56,000
21	岐阜県	117,147	19,600	136,747
22	静岡県	394,508		394,508
23	愛知県	623,663	700,000	1,323,663
24	三重県	201,925	3,900	205,825
25	滋賀県	3,000		3,000
26	京都府	206,000		206,000
27	大阪府	1,000,000	43,580	1,043,580
28	兵庫県	730,000		730,000
29	奈良県	185,000		185,000
30	和歌山県	20,000		20,000
31	鳥取県		5,500	5,500
32	島根県	166,226	48,100	214,326
33	岡山県	830,060		830,060
34	広島県	25,179	15,600	40,779
35	山口県	75,000	39,300	114,300
36	徳島県			
37	香川県			
38	愛媛県	31,184		31,184
39	高知県	375,000	5,000	380,000
40	福岡県	60,419		60,419
41	佐賀県	50,000		50,000
42	長崎県	80,700		80,700
43	熊本県	561,000	28,200	589,200
44	大分県	68,000		68,000
45	宮崎県			
46	鹿児島県	43,400		43,400
47	沖縄県		91,100	91,100
48	札幌市	5,600		5,600
49	仙台市			
50	さいたま市			
51	千葉市	46,410		46,410
52	横浜市	1,883,800		1,883,800
53	川崎市			
54	相模原市			
55	新潟市	180,918		180,918
56	静岡市	60,000		60,000
57	浜松市	55,000		55,000
58	名古屋	777,000		777,000
59	京都市			
60	大阪市	1,116,000		1,116,000
61	堺市			
62	神戸市			
63	岡山市			
64	広島市	139,902		139,902
65	北九州	6,700		6,700
66	福岡市	36,000		36,000
67	熊本市	341,800		341,800
68	特別区			
69	名古屋港管理組合	169,600		169,600
	合計	17,768,578	2,044,234	19,812,812

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

平成27年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額①)

(単位:千円)

	中小企業高度化資金貸付金			土地区画整理組合等貸付金			母子父子寡婦福祉資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1	北海道	1,300,384				1,300,384			
2	青森県	45,300				45,300			
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県	230,000				230,000			
7	福島県							10,754	10,754
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県							26,000	26,000
11	埼玉県						359,434	46,000	405,434
12	千葉県								
13	東京都						106,370		106,370
14	神奈川県	500,000				500,000			
15	新潟県	500,000				500,000	145,299		145,299
16	富山県							4,000	4,000
17	石川県						22,000		22,000
18	福井県	125,000				125,000	24,000		24,000
19	山梨県	500,000				500,000			
20	長野県								
21	岐阜県	117,147				117,147		3,000	3,000
22	静岡県	181,508			20,000	181,508	146,000		146,000
23	愛知県	608,663			15,000	608,663	15,000		
24	三重県	150,000				150,000			
25	滋賀県						34,574		34,574
26	京都府	150,000				150,000	3,000		3,000
27	大阪府	1,000,000				1,000,000		43,580	43,580
28	兵庫県	730,000				730,000			
29	奈良県	150,000				150,000			
30	和歌山県						29,000		29,000
31	鳥取県						20,000		20,000
32	島根県								
33	岡山県	586,560				586,560	166,226		166,226
34	広島県	25,179				25,179			
35	山口県	75,000				75,000			
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県						31,184		31,184
39	高知県								
40	福岡県	50,419				50,419			
41	佐賀県	50,000				50,000			
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県						40,000		40,000
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県				11,100	11,100		80,000	80,000
48	札幌市								
49	仙台市								
50	さいたま市								
51	千葉市						46,410		46,410
52	横浜市								
53	川崎市								
54	相模原市								
55	新潟市						180,918		180,918
56	静岡市						60,000		60,000
57	浜松市						55,000		55,000
58	名古屋市				185,000	185,000	224,000		224,000
59	京都市								
60	大阪市								
61	堺市								
62	神戸市								
63	岡山市								
64	広島市						117,402		117,402
65	北九州市								
66	福岡市								
67	熊本市								
68	特別区								
69	名古屋港管理組合								
	計	7,075,160			220,000	7,075,160	1,810,817	213,334	2,024,151

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

平成27年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額②)

(単位:千円)

	都市開発資金貸付金			市街地再開発組合等貸付金			埠頭整備等資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道									
2 青森県									
3 岩手県									
4 宮城県					128,400	128,400			
5 秋田県									
6 山形県									
7 福島県									
8 茨城県									
9 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県									
12 千葉県									
13 東京都							1,094,000		1,094,000
14 神奈川県		229,000	229,000						
15 新潟県									
16 富山県									
17 石川県		52,000	52,000						
18 福井県									
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県					700,000	700,000			
24 三重県									
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県									
32 島根県									
33 岡山県									
34 広島県									
35 山口県									
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市	940,000		940,000				943,800		943,800
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市	368,000		368,000						
59 京都市									
60 大阪市							1,116,000		1,116,000
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市				304,600		304,600			
68 特別区									
69 名古屋港管理組合							169,600		169,600
計	1,308,000	281,000	1,589,000	304,600	828,400	1,133,000	3,323,400		3,323,400

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

平成27年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額③)

(単位:千円)

	公害防止資金貸付金			木材産業等高度化推進資金貸付金			日本政策金融公庫資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道							1,321,600	458,500	1,780,100
2 青森県							26,000	7,000	33,000
3 岩手県								41,300	41,300
4 宮城県								15,800	15,800
5 秋田県								9,300	9,300
6 山形県								2,100	2,100
7 福島県							32,000		32,000
8 茨城県									
9 栃木県				45,000		45,000			
10 群馬県									
11 埼玉県	546,000		546,000				18,000		18,000
12 千葉県							35,000		35,000
13 東京都									
14 神奈川県							10,000		10,000
15 新潟県				43,000		43,000	12,300		12,300
16 富山県									
17 石川県							4,000		4,000
18 福井県								10,200	10,200
19 山梨県				5,750		5,750			
20 長野県							52,000	4,000	56,000
21 岐阜県								16,600	16,600
22 静岡県							47,000		47,000
23 愛知県									
24 三重県				17,351		17,351		3,900	3,900
25 滋賀県									
26 京都府							56,000		56,000
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県							6,000		6,000
30 和歌山県									
31 鳥取県								5,500	5,500
32 島根県								48,100	48,100
33 岡山県				243,500		243,500			
34 広島県								15,600	15,600
35 山口県								39,300	39,300
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県				375,000		375,000		5,000	5,000
40 福岡県							10,000		10,000
41 佐賀県									
42 長崎県							80,700		80,700
43 熊本県				480,000		480,000	81,000	28,200	109,200
44 大分県							28,000		28,000
45 宮崎県									
46 鹿児島県							43,400		43,400
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市							5,600		5,600
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市							22,500		22,500
65 北九州市							6,700		6,700
66 福岡市							36,000		36,000
67 熊本市							37,200		37,200
68 特別区									
69 名古屋港管理組合									
計	546,000		546,000	1,209,601		1,209,601	1,971,000	710,400	2,681,400

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

H27年度国の予算等貸付金の概要(第1回定例協議分)

区分	貸付機関	対象団体	国等から地方公共団体への貸付条件等				地方公共団体からの貸付条件等				
			利率(年利)	償還期間(据置期間)	償還方法	貸付割合	貸付対象者	貸付対象費用	貸付割合	利率(年利)	保証人等
中小企業高度化資金貸付金 転貸	独立行政法人中小企業基盤整備機構	都道府県	無利子 又は 0.80%	20年以内 (5年又は 3年以内)	元金均等(半)年賦	貸付対象事業に応じて、異なる (事業費の64%、72%等)	【高度化融資事業】 中小企業者、事業協同組合、商店街振興組合等	土地、建物、設備等の整備に要する資金	事業費の80%又は90%	無利子 又は 0.65%	担保又は保証人が必要
土地区画整理組合等貸付金 転貸	国土交通省	地方公共団体	無利子	8年以内 (6年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し付ける額の 1/2以内	土地区画整理組合、個人施行者、区画整理会社等	土地区画整理事業に要する費用 (事業資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
			無利子	25年以内 (10年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し付ける額の 1/2以内	保留地管理法人、区画整理会社	保留地の取得に要する費用 (保留地取得資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
母子父子寡婦福祉資金貸付金 転貸	厚生労働省	都道府県 指定都市 中核市	無利子	特別会計の剰余金が一定額を超える場合に償還		都道府県等が貸付金の財源として 特別会計に繰り入れる金額の 2倍相当額	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者、配偶者のない男子で現に児童を扶養している者、配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者等	事業の開始又は継続に必要な資金、 児童の就学に必要な資金等	資金の種類に応じて貸付限度額あり	無利子 又は 1.5%	無利子の場合は、保証人が必要
都市開発資金貸付金	国土交通省	地方公共団体	0.30%	10年以内 (4年以内)	元金均等半年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 下記に掲げる用地の先行取得に必要な費用 ①都市施設用地：人口集中の著しい大都市等の秩序ある発展のために整備されるべき都市構成上重要な幹線道路網を構成する道路、公園、緑地等 ②都市機能更新用地：都市機能を維持増進するため計画的に整備改善を図る必要がある市街地の区域内にあって、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの				
市街地再開発組合等貸付金 転貸	国土交通省	地方公共団体	無利子	計画認可前 12年以内 計画認可後 8年以内	満期一括	地方公共団体が貸し付ける額の 1/2以内	市街地再開発組合、個人施行者、再開発会社	市街地再開発事業に要する費用 (事業資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
			無利子	25年以内 (10年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し付ける額の 1/2以内	保留床管理法人、再開発会社	保留床取得に要する費用 (保留床取得資金貸付)	事業費の1/3以内	無利子	担保又は保証人が必要
埠頭整備等資金貸付金 転貸	国土交通省	港湾管理者 (地方公共団体)	無利子	20年以内 (3年又は 5年以内)	元金均等半年賦	資金の種類に応じて貸付限度額あり	コンテナ埠頭会社、外資埠頭会社、フェリー埠頭会社等、第3セクターのマリーナ株式会社、港湾運営会社、民間事業者	港湾施設、国際戦略港湾近傍の流通加工機能を持つ倉庫施設の建設又は改良、民有護岸等の改良に要する費用	資金の種類に応じて貸付限度額あり	無利子	
公害防止資金貸付金	日本政策投資銀行	地方公共団体	事業内容を助案の上決定	15年以内 (2年以内)	元利均等年賦	事業内容を助案の上決定	【貸付対象費用】 地方公共団体が直接実施する公害防止事業等(下記に①～③に掲げる事業)に必要な費用 ①公害防止事業(大気汚染防止施設整備事業、汚水処理施設整備事業、騒音防止施設整備事業、悪臭防止施設整備事業、振動防止施設整備事業) ②廃棄物処理施設整備事業 ③オゾン層保護対策設備導入促進事業				
木材産業等高度化推進資金貸付金 転貸	独立行政法人 農林漁業信用基金	都道府県	1.00%	5年以内 (1年以内)	満期一括 又は 割賦償還	林業経営改善計画等で承認した額	都道府県は、基金からの借入金及びこれと同額の自己資金を金融機関に預託し、金融機関はこれを原資の一部として、合理化計画等の認定を受けた者に低利で貸し付け	認定計画の実施に要する費用	林業経営改善計画等に計上した都道府県負担額と基金からの借入額の合計額	1.00% 以内	
日本政策金融公庫資金貸付金	株式会社 日本政策金融公庫 (地方公共団体金融機構へ委託)	地方公共団体	無利子 ～ 0.95%	30年以内 (20年以内)	元金均等年賦 又は 元利均等年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 1. 公有林造林資金：人工植栽、天然林改良、森林の保育・保護・保全等の育林、造林用附帯施設の設置又は改良等 2. 公有分収林取得資金：分収育(造)林契約による樹木の取得に要する費用 3. 公有牧野資金：公有牧野の造成、改良又は保全及び牧野の管理経営上必要な施設の整備に要する費用				

根拠条文

(1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

1～11（略）

12 総務大臣は、第一項に規定する協議における**総務大臣の同意**並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

2～3（略）

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが**標準税率未満である地方公共団体**（第一項各号に掲げるものを除く。）は、**第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、**又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の**許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5～6（略）

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可**並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、**第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。**

一 都道府県若しくは**地方自治法**（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項及び第七条において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 **都道府県知事は、法第五条の三第一項**の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第三条～第二十条（略）

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、**第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第二十二條～第二十九條（略）

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第三十條 地方自治法第二百三十三條第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五條の三及び第五條の四の規定並びに第八條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五條の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五條の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五條の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第八号	当該年度前年度前三年度	当該年度の前年度前三年度
第二十二條	前年度	前々年度

（3）平成27年度同意等基準運用要綱（平成27年4月10日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1（略）

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続きと同スケジュールにより国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。